

備辺司謄録「座目」に見る朝鮮王朝末期官僚制の一研究

－大院君政権から高宗＝閔氏政権へ－

木 村 幹*

はじめに

- 第一章 備辺司と「座目」
- 第二章 「座目」の読み方
- 第三章 官僚の昇進パターン
- 第四章 「議政」への階段
- 第五章 「大跳躍」とその原因
- 第六章 出身の限界
- 第七章 クーデターの背景
- 第八章 高宗＝閔氏政権の確立

はじめに

朝鮮／韓国史における官僚。嘗てヘンダーソンが「代わるものない」職業と呼んだ¹⁾それが、前近代、そして近代の朝鮮／韓国史において、極めて重要であることに、異議を挟む者はなかろう。事実、朝鮮／韓国における官僚や官僚組織については、今日まで、朝鮮王朝のそれを中心に様々な研究が行われており、そのことからも、いかに研究者がこの問題を重要視しているかを知ることができる²⁾。

しかしながら、これらの研究を少し仔細に見ればすぐわかるように、実は、今日までのこれらの研究が、朝鮮史における官僚・官僚組織をくまなくカバーしている訳ではないことも、また事実であろう。就中、主として歴史学者が手掛けた前近代の朝鮮官僚研究と、主として行政学者達の手による日本統治時代、そして、解放以後の官僚研究の間の懸格は、看過できないものとなっている。

勿論、このような研究の現状に様々な背景が存在することは言うまでもない。それらを簡単に挙げて行くなら、まずもって、そもそもこの時期の歴史研究において、官僚制がそれ程重要なものと理解されてこなかったことが挙げられよう。この時期は、当時から、所

1) ヘンダーソン『朝鮮の政治社会』、サイマル出版会、1973年、23頁。

2) 代表的なものとして、金泳謨『朝鮮支配層研究』、糟谷憲一「大院君政権期の地方官の構成」、『東洋文化研究』第一号、1999年3月、同「大院君政権の権力構造－政権上層部の構成に関する分析－」、『東洋史研究』第49巻第2号、1990年9月、大西裕・建林正彦「省庁再編の日韓比較研究」、『レヴァイアサン』23、1998年10号等。

*神戸大学大学院国際協力研究科助教授

謂大院君派と閔妃派が政治的闘争を繰り広げられた時期であると理解されており³⁾、大院君や閔妃という、「官僚制の枠を外れた人々」や、彼らによる宮中での権力闘争に比較的目的が向けられる一方、本来ならもっと重視されるべき、公的な意志決定機関については軽視されがちであった。加えて、この時期は、制度的にも流動的な時代であり、大院君政権期以来の度々の制度改革⁴⁾の存在が、この時期の官僚制の理解を困難なものとならしめ、研究者の研究を躊躇させていることも指摘することができよう。

しかし、以上のような事実にも拘らず、この時期の公的意志決定機関、即ち、官僚システムが重要でも、また、理解可能なものでもないのか、と言えば、勿論、その答えは否であろう。当然のことながら、この時期においても、殆どの政治的決定は、官僚システムを通して行われており、それ故、それがどのような経歴のどのような人々 — 即ち、官僚 — によって担われていたかを知ることは極めて重要であろう⁵⁾。しかしそれでは、我々は、このような流動的な時代の官僚制に如何なる角度から接近をすることができるのであろうか。

本稿は、このような観点から、今日『備込

3) このような理解はかなり古く、既に、高宗10年（1873年）の大院君失脚期に見ることができる。例えば、韓國問題研究會編『朝鮮外交事務書』第8巻、成進文化社【韓国】、1971年、436頁。

4) この時期の様々な制度改革の概観については、金素雲『朝鮮王朝行政史 近代篇』、一潮閣【韓国】、1970年等。

5) このような当時の台閣の重要性を強調するものとして、例えば、宋安鍾の一連の研究がある。

司臘錄⁶⁾』に残されている哲宗14年＝高宗即位年（1863年）から高宗29年（1892年）までの、毎月初の「座目」の分析を通じて、当時の官僚制の一端に迫ろうとするものである。「座目」を取り挙げる理由は次のようにある。まず第一に、何よりも、この備込司、そして更にはそれと一身同体の議政府こそが、朝鮮王朝の公的な最高意思決定機関であったこと⁷⁾である。この時期の朝鮮王朝官僚制度において、この備込司＝議政府⁸⁾以上に重要な機関は存在せず、その分析なくして朝鮮王朝末期の官僚制度を理解することは困難であろう。第二に、ここで特に取りあげる「座目」は、一六世紀以来、ほぼ一貫して同じフォーマットで記されており、我々は様々な制度的変更を超えて、その分析を通じて、一貫した視座を得ることができるであろう。第三に、「座目」は、それが事実上の各官僚の「序列表」であり、この分析を通じて、我々は、一見制度的には同じ発言権を持つように見える人々の間にも、実際には明確な序列が存在したこと、そして、その序列を決定づけたルールを通じて、この時期の官僚制度を根底で規定していたのが何であったかを知ることがで

6) 本稿での分析に当たっては、國史編纂委員會編『備邊司臘錄』、民族文化社【韓国】、1982年、1~28巻を利用し、概ね哲宗14年（1863年）～高宗29年（1892年）の時期をカバーした。尤も、この時期の備邊司臘錄は、高宗1, 2, 4, 5, 6, 11各年の記録を欠いているため、その点の注意が必要である。

7) 備込司については、李載浩「朝鮮備込司考 — 그機能의 变遷에 대하여」、同『朝鮮政治制度研究』、一潮閣【韓国】、1995年等。

8) 後述するように、高宗元年（1864年）の議政府複置後も、現実には、備込司と議政府は一体の存在であった。

きよう。第四に、月毎の「座目」の変化は、我々に当時の官僚の垂直移動が如何なるものであったのかを教えてくれよう。第五に、我々はそのような垂直移動の分析を通じて、通常、この時期強大な権力を誇ったとされる「戚族」の実態についても知ることができる。最後に、技術的には、それが画一化されたフォーマットで書かれていることは、容易に数値化して分析することができる、ということを意味している。我々はここから従来の主として「ストーリー中心」の朝鮮近代史とは、異なる分析の視角を得ることができよう。

筆者はこのような観点から、次のような作業を行なって以下の分析を行なうこととした。

1) 哲宗14年から高宗29年までの「座目」を一度テキストファイルに入力し、これを基礎データベースとする⁹⁾。2) この基礎データベースを元に、官僚毎のデータベースを作製する。3) これらの官僚毎のデータベースを、最終経歴や、事件・事象、更には、本貫別に再整理、比較することにより、当時の官僚制の特色、及びその背景に存在した時代について考察する。

それでは、この「座目」から見て来る、朝鮮王朝末期の官僚制度とは如何なるものであったのであろうか。早速、本論に入って行くこととしよう。

第一章 備辺司と「座目」

9) このデータベースについては、<http://sites.netscape.net/kankimura/kanhome.htm>にて公開予定。

まず前提なる備辺司そのものについて見てみることにしよう。

その名称からも容易に知ることができるよう、備辺司とは本来「辺」境の乱に「備」えるための「司」として設置された機関であった¹⁰⁾。その具体的な創始については、今日においても諸説あるようであるが、この「備辺司」という文字が初めて朝鮮王朝実録に見えるのは、世宗27年（1444年）のことであるとされている。当初は、あくまで、有事の際の臨時的機関であったそれは、中宗15年（1520年）には、常設の機関となり、更に進んで、明宗12年（1557年）には、当初の三品衙門から、一品衙門にまで格上げされる¹¹⁾。この背景に存在していたのは、重大化していた倭寇の脅威であり、朝鮮王朝高級文官達は、制度的に劣位の地位にあった武官達にこれを任せるとだけでは厭き足らず、より上位の自分達自らが備辺司に席を得ることにより、直接この問題に当たろうとしたと考えることができる。

備辺司の性格変化において重要なことは、この結果、備辺司が当時においては数少ない、文武双方の高級官僚が一同に顔を合わせる場となったことであろう¹²⁾。この結果、備辺司の決定は、他のいかなる官衙の決定をも凌駕するものとなり、その地位は、事実上の王朝国家の最高意志決定機関へと浮上して行くこととなる。

10) 李載浩「朝鮮備辺司考」121頁以下。

11) 崔己性「壬辰倭亂을 前後한 備邊司」、碩士学位論文、檀國大學校大學院【韓国】、1976年、19頁。また、國史編纂委員會編『明宗実錄』卷20、探求堂【韓国】、1979年、12年4月辛卯條。

本稿が対象とする、1863～92年期の備辺司において、何よりも注目すべきは、大院君政権期の復古策の一環として、議政府が再設置され¹³⁾、それまでとは逆に、今度は事実上、備辺司が議政府に吸収される形¹⁴⁾となつたことであろう。新たに再設置された議政府と備辺司、この両者が以上のような推移を辿らなければならなかつた理由は明確であった。何故なら、両者は、ほぼ同じメンバーを構成員とする合議体¹⁵⁾であり、それ故、取えて同じメンバーから構成される機関を二つも維持することは、法典の体裁の上ではともかく、実際には余り意味のないことであったからである。

この時期、両者が名称こそ異なれ、実際上

12) 朝鮮王朝における正一品衙門としては、この他に、宗親府・議政府・忠勲府・儀賓府・敦寧府があったが、この内、宗親府・忠勲府・儀賓府・敦寧府は、それぞれ宗親（王族）、功臣、公主・翁主、王親・外戚の処遇を担当する官庁に過ぎず、本来武事を担当する備辺司に匹敵するのは、文事を担当する議政府のみであった。『大典會通』、科學院出版社【韓国】、1960年、11-13頁。

13) 高宗元年（1864年）2月には「備辺司堂郎ヲ議政府堂郎ニ兼差シ、稍實ヲ存セシ」めている。朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4巻、東京大学出版会、1986年覆刻、11頁。しかし、ここにおいては、「備辺司堂郎」が「議政府堂郎」を兼任しただけであり、両者は事実上、一体の組織であった。

14) 筆者がこの時期、備辺司が事実上議政府に吸収されていた、と判断するのは、『大典會通』の「今属議政府」という記述に加え、次のような理由からである。1) 高宗3年と高宗8年の「謄錄」の書き出しが「政府[議政府 - 筆者註]上」ではじめられていること、2) 備辺司「朗序」の首座にあるべき「兵曹正郎」の名が高宗3年以降、見られなくなること。3) 帰って「朗序」の首座には、本来議政府の「朗序」足るべき、「舍人」「檢詳」等が座ることが増え、これらの下位官職である「公事官」や「司錄」の名も多く見ることができること。尤も、本来備辺司の「朗序」である、兵曹正郎の下位官職に当る「副司果」についてはその後も座目に名を見る事ができ、備辺司そのものが全く消滅していた訳ではなかつたようである。論文末尾表付、『備邊司謄錄』の各所、及び、『大典會通』11頁。

は同一の機関として扱われていたことを如実に示しているのが、当の「謄錄」の記録であろう。先述のように、高宗元年、備辺司は議政府に事実上統合され、名目上の存在となつてゐたが、にも拘らず、以後も「謄錄」は一時期断絶はしたもの、以後も継続して記録を残し続けることとなる。注意すべきは、高宗3年、議政府復置後の「謄錄」が、それまでの「備局上」ではなく、「政府上」という記載から書き出されていることであろう。即ち、この年の「謄錄」は正確には、「備辺司謄錄」ではなく、「議政府謄錄」として書かれているのである。にも拘らず、両者が同じ資料として整理されていたことは、この時期の「議政府」が実はそれまでの「備辺司」の名称を変更したに過ぎなかつたことを何よりも如実に表している。

さて、それならば、このような「謄錄」に記された座目とは如何なるものであったのであろうか。次にその点について見てみることにしよう。

第二章 「座目」の読み方

表一は、例として、高宗9年11月の座目を現代風に書き改めたものである。まず、一見

15) 議政府構成員は、領議政、左右議政、左右贊成、左右參贊の他、吏・戸・礼・兵・刑曹判書、三營大將、惣戎使、四都留守、大提學、雇衛大將、左右捕將、等（朗序を除く）。備辺司構成員は、時原任議政が都提調として、吏・戸・礼・兵・刑曹判書、兩局大將、兩都留守、大提學に加えて、禁衛大將、守禦使、惣戎使、等が提調としてこれに属した（朗序を除く）。実際には、特に堂上レベルにおける任免には相当な自由度があつた為、両者の構成員は同じになつた。『大典會通』11-13頁。また、註12。

してわかることは、ここに記された人々が三つの大きなグループに分かれていることであろう。それらを順に見て行くなら、まず第一のグループは、所謂「時原任大臣」のグループ（A）である。大典会通の言う、都提調¹⁶⁾がこれに当ると思われる。ここに名を連ねるのは、文字通り、現在もしくは過去に、領議政・左議政・右議政のいずれかの地位に就任したことのある者たちである。第二の、そして最大のグループは、備辺司謄錄により「堂上」と分類されるグループ（B）である¹⁷⁾。これについては、最大、且つ本稿の分析において、最も重要なグループであり、詳しくはこの後で分析することとする。第三のグループは「朗庁」と分類される、備辺司或いは議政府の事務官のグループ（C）である。後に述べるように、このグループは明らかに先の2グループと全く異なる動きをしており、台閣¹⁸⁾において発言権のないグループであったと考えられる。

第二の「堂上」グループについては、分析が必要である。少し仔細に見ればわかるように、まず、このグループの官僚の中には、「兵曹判書」の様な官職の名称で座目に表れる者と、「行上護軍」「行大護軍」「行護軍¹⁹⁾」という名の官職で表れる者達の二種類の者が

存在する。ここで注目すべきは、後者の「行x護軍」のグループである。おおざっぱに言えば、「行上護軍」は左右贊成に、「行大護軍」は工曹判書を除く、各曹判書や漢城府判尹、水原・江華・広州三府の留守に、そして「行護軍」は各曹參判や、開城府留守・漢城府左右尹、及び、宗正卿に、混じる形で登場する。重要なことは、これら各曹「判書」や「參判」といった兼官の「座目」における上下関係が一定せず様々であるのに対して、「行x護軍」の方は、「行上護軍」「行大護軍」「行護軍」という序列が明確であり、各々が決して上下することはない、ということであろう。このことは、この「行x護軍」を基準に、この巨大な「堂上」グループを三つの下位グループに分類することができる、ということを意味している。後述するように、この三者は、官僚の水平移動においても、実際に全く異なるサブグループとして機能している。そこで以下、ここではこの三つの下位グループを、それぞれ、「行上護軍」グループ（B1）、「行大護軍」グループ（B2）、「行護軍」グループ（B3）と呼ぶことにしよう。

それでは、朝鮮王朝末期の官僚達は、このような階層組織の中をどのようにして移動していくのであろうか。次にその点を見てみることとしよう。

第三章 官僚の昇進パターン

当時の朝鮮王朝官僚の昇進のあり方を理解するために、まず具体的な事例から見てみるとこととしよう。ここでは閔泳煥²⁰⁾の例を挙げ

16) 『大典會通』13頁。

17) これは『大典會通』の言う「提調」と「副提調」に当たるものと思われる。同13頁。

18) 本稿においては、この「台閣」の語を、備辺司=議政府の意味で用いている。

19) 上護軍・大護軍・護軍は、それぞれ本来は、当時完全に形骸化していた「五衛」（義興衛・龍驤衛・虎賁衛・忠佐衛・忠武衛）の官名である。

表1 高宗9年11月座目

官職	氏名	備考	官職	氏名	備考
領中樞府事	鄭元容		行大護軍	趙龜夏	
行判中樞府事	李裕元		知宗正卿府事	李載鳳	
領議政	洪淳穆		知宗正卿府事	李章濂	
左議政	姜姥		行大護軍	金壽鉉	
右議政	韓啓源		行大護軍	俞致善	京畿勾管
(堂上)			行大護軍	金炳地	關東勾管
行判中樞府事	金炳冀		行大護軍	金有淵	
判三軍府事	申櫨		行大護軍	李裕膺	
判宗正卿府事	李景宇		行大護軍	沈承澤	湖西勾管
行廣州府留守	鄭基世	例兼	兵曹判書	嚴錫鼎	
左贊成	金大根		行大護軍	閔致庠	
行上護軍	金炳喬	有司	行大護軍	趙基應	
行知中樞府事	南性元		右參贊	林肯洙	湖南勾管
行知宗正卿府事	李承輔	有司	知三軍府事	趙性教	
行吏曹判書	趙秉昌	北閏勾管	行敦寧府事	任商準	
行上護軍	任百秀		行大護軍	金元植	
行刑曹判書	金炳淮	閔西勾管	工曹判書	俞致崇	
行禮曹判書	趙秉徽	有司	知宗正卿府事	鄭健朝	
右贊成	曹錫雨	嶺南勾管	行大護軍	李會淳	
行知宗正卿府事	李景夏		開城府留守	閔升鎬	
行知宗正卿府事	李周喆	舟橋司、有司	知宗正卿府事	李寅應	例兼
行知三軍府事	李顯稷		漢城府判尹	李建弼	例兼
行戶曹判書	金世均	有司、堤堰、貢市	(郎廳)	洪鍾雲	
行上護軍	俞鎮五		檢詳	李鶴榮	例兼
行大護軍	李坪		司錄	趙寧夏	
守判中樞府事	朴珪壽	貢市	公事官	李載冕	例兼
水原府留守	申錫禧	例兼	公事官	趙義復	
知三軍府事	李容熙		公事官	趙成夏	
行司憲府大司憲	李豐翼		公事官	姜贊	
左參贊	徐衡淳	海西勾管	公事官	李基肇	
寧豐君	崔遇亨		公事官	李種恕	
知訓諭院事	鄭岐源		公事官	尹一成	
行大護軍	俞章煥		公事官	金命求	
吏曹判書	金炳雲		公事官	鄭準基	
行大護軍	李源命		公事官	李秀翼	
行大護軍	朴齊韶		公事官	鄭昌鎔	
行大護軍	李興敏		公事官	李寬植	
行大護軍	金益文		公事官	沈寅澤	
			公事官	李根應	

てみた。彼を例にしたのは、多くの官僚達が中途で、官職の上昇移動を阻まれ、予想されるC→B3→B2→B1→Aへの身分上昇を実現できなかったのに対し、閔妃の姻戚の一員という、有利な出自を有する彼²⁰⁾は、高宗16年に最下層のCから出発して以降、高宗28年8月にその名を見なくなるまで昇進を続けて行くからである。

彼の記録を見て第一に気づくことは、僅か2ヶ月間「舍人」として、Cに名前を連ねて以後、約6年もの長きに渡って、その名が座目に表れぬことであろう。本稿末の付表を見

20) 閔泳煥については、趙容萬『愛國者閔忠正公』、國際文化協會【韓国】、1947年。また、野田真弘『壳国奴』、日本ブックスセンター出版局、1977年、133頁他の各所。

21) 閔泳煥は閔謙鎬の実子、閔泰鎬の嗣養子であった。そして、閔泰鎬の妹は、大院君夫人=高宗生母、また、同じく閔泰鎬の兄弟は、閔妃の父、閔致錄の嗣養子となっていた。従って、閔泳煥は、高宗とは外從兄弟、閔妃とは甥叔母の関係に当ることになる。

表2 閔泳煥序列移動表

国王	年	月	職名	備考
高宗	16	9	舍人	C 1
高宗	16	10	舍人	C 1
高宗	22	8	開城府留守	例兼 B 48 B3 10
高宗	23	1	開城府留守	例兼 B 58 B3 16
高宗	23	6	親軍畿沿海防營使	有司、堤堰 B 60 B3 12
高宗	24	1	親軍畿沿海防營使	有司、堤堰 B 55 B3 12
高宗	24	3	親軍海防營使	有司、堤堰 B 55 B3 11
高宗	24	4	親軍前營使	有司、堤堰 B 55 B3 11
高宗	24	11	禮曹判書	有司 B 44 B2 34
高宗	25	1	禮曹判書	有司、堤堰 B 42 B2 32
高宗	25	4	禮曹判書	B 12 B2 4
高宗	25	5	兵曹判書	有司 B 12 B2 4
高宗	26	1	兵曹判書	有司、閔西句管 B 12 B2 4
高宗	27	1	兵曹判書	有司、閔西句管 B 14 B2 4
高宗	28	1	兵曹判書	有司、閔西句管 B 17 B2 3
高宗	28	5	行兵曹判書	閔西句管 B 14 B1 14
高宗	28	8	行兵曹判書	閔西句管 B 13 B1 13

註・各年初の地位・序列に加えて、主たる異動のあった月の地位・序列のみを記した。

ればすぐにわかるように、Cクラスに名前を連ねる官僚の殆どは、Bランクへの上昇を果たすことができず、これを確認することができるるのは、この閔泳煥他、僅か9名に過ぎない。対照的に、高宗22年に「開城府留守」としてB3に名を連ねて以降の彼は、以後、28年8月を最後にその名前が一時的に消える²²⁾まで、ほぼ一貫して「座目」に名を連ねづけている²³⁾。のことについては、多少の例外を除き、他の官僚達についてほぼも同様であった。

いずれにせよ、のことから我々が知ることができるのは、CランクとBランクの間には、大きな懸隔が存在する、ということであろう。

22) 養母の死により、喪に服したためである。趙容萬『愛國者閔忠正公』40頁。

23) 閔泳煥の例に見た服喪の他に、座目を外れた例としては、何らかの刑罰に服する場合、公使等朝鮮外での公務に服する場合、等があった。

即ち、Cランクの官僚とは、大典会通の規定通り、備辯司=議政府の事務方の官僚であり、それ故、彼らは「朗序」の地位を離れてしまうと、台閣とは無関係な存在となってしまう。これに対して、Bランク、就中B2ランク以上の地位に就任した者は、以後、基本的に台閣の正式のメンバーとして固定され、安定した発言権を得ることができたのである。

閔泳煥は、高宗22年8月にB3に名を連ねて以降、高宗24年11月にはB2²⁴⁾、そして、高宗28年にはB1にまで上昇している。このような彼の順調な昇進の過程は、一面では、有利な氏族的背景を持つ彼が、多くの人々を「追い

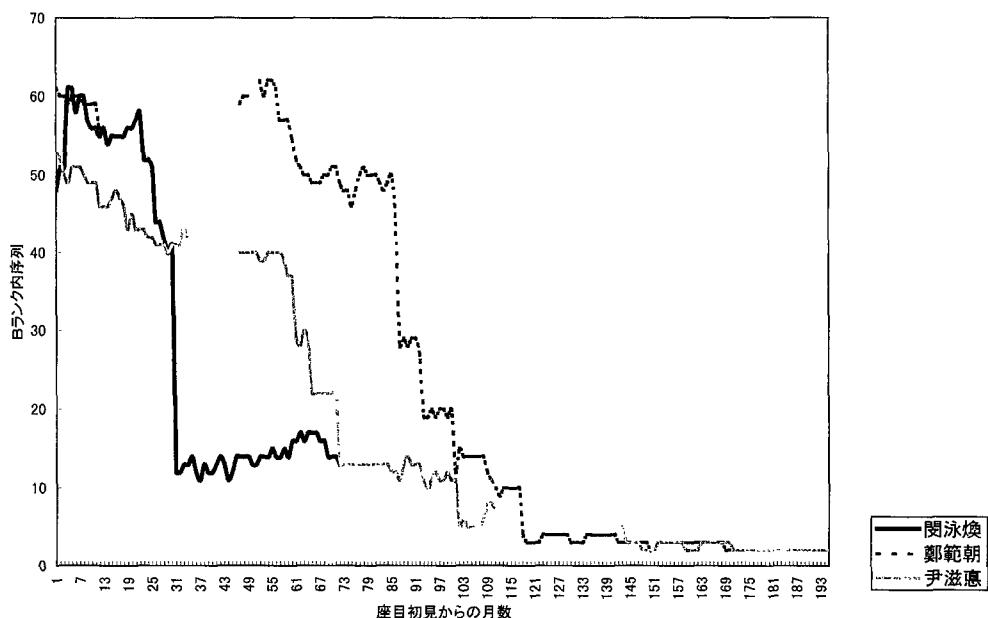
24) 礼曹判書就任のため。

越して行く」過程²⁵⁾であるが、ここで見落とされてはならないのは、そのような彼であっても、自由且つ無秩序に、他の官僚達を追い抜いて行った訳ではなかった、ということである。B3からB2へ、またB2からB1へのランク上昇において、それぞれの「跳躍」までの彼の序列上昇は極めて緩やかであり、その速度は、他の官僚のそれと大差があるよう見られない。彼の急速な序列上昇を支えたのは、このような日常的な序列上昇ではなく、6年間に数回のランク間の「跳躍」によってであつ

25) グラフ1は、Bランク内における閔泳煥の序列異動をグラフ化し、鄭範朝・尹滋惠と比べて見たものである。3者の昇進速度の差が、「跳躍」の頻度によるものであることは明確であろう。

グラフ1

閔泳煥・鄭範朝・尹滋惠



た²⁶⁾。

緩慢な「日常的な序列上昇」と劇的な「跳躍」。実は、彼ら官僚の序列上昇において、この二つがあるのは、他の官僚達においても同様であった。彼らの上昇の速度を決定づけたのは、この「跳躍」がどのような頻度で、どのように現れるか、であり、より現実的には、そもそもそれが存在するか否か、であった。

ある意味、この「座目」において、彼らがこのような2種類の移動をすることは、当然でもあった。律令時代の日本同様、朝鮮王朝においても、官僚は「官職」の他に、「官位」を有しており、原則的に彼ら官僚には、それぞれの官位に相当する官職が与えられていた。座目の序列も、このような「官位」により大きく規定されており、下位官位保持者が上位官位保持者の、上席に座ることは原則的に不可能であった。他方、同官位の者の間においては、その官位をより以前に与えられた者が上席につくのが通常であり、それ故、同官位者の間では「序列」は緩やかにしか上昇することができなかった。

このような観点から改めて序列表を見直してみると、実は、「行上護軍」「行大護軍」「行護軍」が、実はそれぞれ、各官僚が有す

26) 関泳煥の例において興味深いのは、彼においては例外的なB2内部での「跳躍」が見られることである（高宗25年4月）。これはこの月に行われた軍政改革の責任者としての地位である兵曹判書に彼が就任したことによるとても、当時の彼の「勢道」としての地位を垣間見ることで興味深い。彼の兵曹判書としての活躍については、趙容萬『愛國者閔忠正公』35頁をも参照。

る官職の、従一位以上、正二位、従二位以下の官職相当官位と一致している²⁷⁾ことを知ることができる。ここで興味深いのは、このような官位の上昇移動が、必ずしも各々の官僚に官職を与える必要から生じているのではなく、時に、官職に先立つ、官位の上昇それ自身によって為し遂げられていることであろう²⁸⁾。即ち、Bランク内における、個々の官僚の序列は、実質的にも、官職ではなく、官位をその第一の原因として決定されるものであったのである。

重要なことは、朝鮮王朝における最高意志決定機関が、官職によってではなく、官位という「属人的」な要素により構成されていた、ということであろう。極論するなら、単に台閣における発言権を確保するだけなら、各人がどのような官職を保有するかは、ここでは余り重要ではなかったのである²⁹⁾。

それでは、このような「属人的」な要素に支配される台閣において、個々の官僚の上昇移動の差違は、どのようにして生じていったのであろうか。次にこれを具体的なデータを通じて見てみることとしよう。

27) 各官職の相当官位については、『大典會通』の各所。

28) 関泳煥の「行兵曹判書」の例にも見られるように、官職に合わせて官位が与えられるのではなく、まず先に官位が上昇し、その官位上昇に見合う形で、官職が上昇する例が多かった。官職の上昇が官位のそれに間に合わない場合には「行」の文字を頭につけ、他と区別した。

29) 例えば、国王が台閣に人事面での諮問を行なう場合には、官職に關係なく、当日出席した全ての官僚に推薦を行なう権利が平等に与えられていた。例えば、『備邊司謄録』26巻、63頁。

第四章 「議政」への階段

この時期の「座目」における序列上昇移動においては、各ランク間を横断する「跳躍」が重要であることについては既に述べた。それでは、現実には、各官僚の「跳躍」とはいかなるものであり、また、各人の「跳躍」の差違はどのようにして生まれたものであったのであろうか。

まず、この点について、最上位の「時原任大臣クラス」まで上昇した者を例を見てみることとしよう（表3）。本稿が対象とする期間において、Aの地位についた者は25名。このうち、資料の欠損や対象とした時期を超えて経歴を有する等なく、「座目」への初見から、議政就任までの上昇移動を追うことができる的是8名である。注目したいのは、ここにおける、「座目」初見から議政就任までに彼らがかけた年月である。一見してわかるように、これを基準にして、彼ら8名は二つのグループに分けることができる。即ち、第一は、「座目」の中を、ゆっくりと上昇して来たグループで、具体的には、申応朝・徐堂輔・沈舜沢・金炳始の四名がこれに該当する。

これとは対照的に、姜澗・金弘集・趙秉世の3名は、僅か2～5年で、柳厚祚に至っては、「座目」への登場なしに、工曹判書から議政への一足飛びの上昇移動を果たしている。これら4名のうち、姜澗・柳厚祚は、同じく、2年8ヶ月で上昇を果たした洪淳穆や、韓啓源と共に、大院君執政期に新たに任命された議政達であり、如何にこの時期、大院君が「異例の」人事を連発していたかを示してい

よう。また、金弘集は、甲申政変により急進開化派に「昇進」させられた彼を、国王側が政変終結直後に再昇進させたもので、その背景には、「稳健開化派」の代表者格的存在であった彼を、どうにか国王側に引き止めようとする、政権の配慮を伺うことができる。

本稿において、注目すべきは、柳厚祚・姜澗にせよ、金弘集にせよ、更には、壬午軍乱により「反乱軍」側によって議政に任命された申応朝にせよ、一度任命された彼らの「時原任大臣」としての地位は、彼ら自身が何らかの罪にでも処せられない限り、そのまま尊重され、彼らが「座目」の中で、上位を占め続けることができた、ということである。そして、彼らのある者は、やがて、嘗て自らの上昇を助けてくれた勢力の復権に、後に一役果たすこととなるのである。

柳厚祚・姜澗・金弘集・申応朝等の例は極端としても、官僚達が「時原任大臣」クラスへに上昇するに当たって、何らかの「通常でない跳躍」が、必要であったことは、多くの者達にとっても同じであった。ここで注目すべきは、この時期、時原任大臣を歴任した者の多くが、(B3→) B2→B1→Aと連なる、「座目」秩序³⁰⁾において、一つ以上のステップを省略している、ということであろう。このことを、逆の面から裏づけるのが、このような途中のステップを省略した「大跳躍」なしに、

30) 各々の官僚がB3・B2のどちらにおいて「座目」デビューを果たすかは、各々の官僚の経歴により異なっていた。付表5の各所参照のこと。この点については後述。

表3 哲宗14年～高宗29年期「時原任大臣クラス」歴任者

姓名	年	月	座目 初見	年	月	最終 初見	年	月	B3 初見	年	月	B2 初見	年	月	B1 初見	年	月	A 初見 年	A 初見 月	初見～ 最終 年	初見～ 最終 月	就任経緯他		
鄭元容	0	1A	1			9	12A	1											0	1	1?			
李裕元	3	1A	5			17	10A	1											3	1	5?			
洪淳穆	3	5B	53B2	33	21	10A	1			3	5	33	53						7	1	5	3	8以下	
金炳國	0	1B	3B1	3	22	9A	1					0	1	3	3	12	1	7	12	10以上				
宋近洙	0	1B	38B2	20	29	12A	1			0	1	20	38	7	1	16	16	19	2	6	19	1以上		
金興根	0	1A	2			0	12A	2										0	1	2?				
金左根	0	1A	3			3	12A	2										0	1	3?				
金炳學	0	1B	4B1	4	16	8A	2					0	1	4	4	3	1	6	3	0以上				
韓啓源	3	1B	44B2	24	19	5A	2			3	1	24	44	3	11	22	22	9	11	5	6	10以上		
李最應	3	1B	1B1	1	19	6A	2					3	1	1	1	12	1	6	9	0以上				
申應朝	3	11B	70B3	12	29	12A	2			3	11	12	70	13	10	9	24		19	7	5	15	8	
趙斗淳	0	1A	4			3	12A	3										0	1	4?				
姜澐	7	5B	55B2	33	16	11A	3					7	4	33	55			9	11	4	2	7		
徐堂輔	10	5B	52B2	33	20	6A	3			10	5	33	52	16	2	22	25	19	1	5	8	8		
金炳德	0	1B	31B2	13	27	12A	3			0	1	13	31	12	1	19	19	20	4	6	20	3以上		
沈舜澤	10	12B	34B2	20	29	12A	3			10	12	20	34	19	2	18	18	21	9	6	10	9		
李景在	0	1B	9B1	9	3	12A	4					0	1	9	9	3	1	4	3	0				
柳厚祚	3	2A	6			9	2A	4									3	3	6	0	0			
金弘集	18	5B	63B3	5	29	12A	4	18	5	63	21	10	24	38			21	11	6	3	6			
朴珪壽	3	1B	42B2	22	13	12A	5			3	1	22	42					10	12	2	7	11以上		
金炳始	10	8B	65B3	7	29	12A	5	10	8	7	65	12	5	34	54	17	10	23	23	21	11	7	11以上	
閔奎嫡	12	1B	54B2	35	15	10A	6					12	1	35	54	12	5	20	20	15	10	6	3以上	
趙秉世	21	12B	48B3	9	29	12A	6	21	12	9	48	24	4.5	35	46			26	11	7	4	11		
金有淵	7	1B	47B2	26	24	4.5A	7					7	1	26	47	19	10	17	17	23	9	7	16	8
鄭節朝	12	1B	61B3	6	29	12A	7	12	1	6	61	17	1	30	52	19	8	19	19	28	1	7	16	

註・この時期の時原任大臣歴任者の中で「備辺司郎庁」を経た者はいない為、Cランクについては省略した。

このクラスまでたどり着いた者達の顔ぶれと経歴であろう。本稿が対象とする時期において、B3からAまでの全てのステップを経た者は金炳始と鄭範朝の2名であるが、そのうち鄭範朝は実に16年以上の年月をその上昇に費やしている。他方、金炳始は、金炳学・金炳國引退後の名門・安東金氏の代表者格であったが、その彼でさえ、議政までの上昇には、11年3ヶ月もの期間が必要であった。

実際、このようにして緩やかに座目のステップを駆け上がって来た者の中に、我々は意外なまでに、当時の名門家門の出身者の名を多く見ることができる。当然のことながら、官僚も人間である以上、彼らが官僚として働くことのできる年月には限りがあり、その限られた年月で、最上位のクラスに到達するためには、時の権力者や、クーデター等による異例の大抜擢がなければ、昇進の階段を一つ一つ登るしかなく、限られた年月の間に、その階段を登り切るには、特段の事件なくしても彼らの頻繁な小跳躍を実現してくれる何らかの要素が必要であり、そこにおいては彼らの出自がものをいった、ということであろう。出自とは、平時にこそ威力を發揮するものであったのである。

「異例の大跳躍」と「頻繁な小跳躍」。朝鮮王朝の官僚が、その序列を上昇させて行くのには、少なくともこのどちらかが必要であることは、「時原任大臣クラス」以下の官僚においても同様であった。それなら、それらはより具体的にはどのようなものであったのだろうか。次にその点について具体的に見

てみることとしよう。

第五章 「大跳躍」とその原因

「座目」外→(B3→) B2→B1→Aと登るべき階段。これをいずれかの段階を飛び越えて移動することを、本稿では便宜的に「大跳躍」と呼んできた。しかし、当然のことながら、このように定義される「大跳躍」には、全く性質の異なるものが含まれることとなる。即ち、その一つは、「座目」外から「座目」内への「大跳躍」であり、もう一つは、「座目」の内部での「大跳躍」である。まず、比較的わかりやすい後者から議論して行くことにしよう。

まず、興味深いことに、この「座目」内の「大跳躍」には、理論的に考えられる、B3→A、B3→B1への、「大跳躍」は存在しない。即ち、確認できる「座目」内における「大跳躍」の全4例は、B2→Aという議政への「大跳躍」であることになる。この背景に存在したのは、恐らく、単なるBクラスの官僚のそれとは異なり、Aクラス、即ち、議政への官僚の任命は、極めて大きな政治的結果を伴うものであり、それ故、従前の序列が重視されるBクラス内部での異動とは異なり、Aクラスへの任命に対しては、時々の為政者の政治的意図が入り込み、従前の序列を無視する余地があった、ということであろう。また、B3以下のクラスからAクラスへの任命が、柳厚祚のそれ

31) この意味で、大院君の柳厚祚右議政任命は異例中の異例であった。

³¹⁾を除いて存在しないことは、議政への被任命資格を持つ者が、基本的に、B2クラス以上の官僚に限られていたことを示している。しかし、同時にそのことは、時の権力者が通常30人以上にも登るB2以上の官僚の中から、かなり自由に議政を任命し得たことをも意味しており、「座目」内の「大跳躍」を伴う議政への任命とは、そのような権力者の象徴的な権力行為であったと言うことができる。我々はその背景に、当時の権力者の強力な意志を見ることができよう。

既に、柳厚祚・姜澗・金弘集等について見たように、このような既存の序列を乱してまでの、「座目」内部での「大跳躍」が実現するためには、何らかの、既存の政治勢力間の勢力バランス変化を伴う事件や事象が、通常、必要であった。表3の就任経緯からも明らかのように、これらの「大跳躍」はの多くは、何らかの重要な政治的事象と関連して起こっている。

他方、もう一つの「大跳躍」、即ち、「座目」外から「座目」内の上位への序列への「大跳躍」はこれとは対照的である。まず、Aへのそれは、柳厚祚のそれが唯一の例である。また、個々の官僚が「座目」にB3から現れるか、B2から現れるかは、多分に彼がどのような官職を経てきたかに左右されることが多いため、「座目」外からの「大跳躍」という名に値するのは、柳厚祚のそれを除けば、B1への「大跳躍」のみ、ということになる。本稿が対象とした時期において、このような例として筆者が確認できたのは、李最応・朴泳孝

の2例のみである。李最応は高宗の叔父・大院君の兄、朴泳孝は哲宗の女婿、といずれも現或いは前国王の近親者であり、その結果、議政のそれに匹敵する、正一位の官位を予め保持していたことが、彼らがいきなり上位の序列に登場したことの理由であろう。即ち、彼らは、その官位が、「座目」への登場時点において、既に如何なる「堂上」のそれをも上回っていたため、官位が重視されるBランク内部の序列において、いきなり最高位の序列を与えられることとなったのである。しかし同時に、興味深いことは、このような高位の官位の保有にも関わらず、彼らと「時現任大臣」との間には、明確な一線が引かれていた、ということであろう。即ち、Bランク内部の序列においては、官位が決定的な役割を果たしていたが、このような高位の官位の保持は、彼らに官位相当の発言権までは保証せず、時原任大臣と彼らの地位は、厳然と区別されていたのである。

近代朝鮮王朝における官僚の上昇移動への一つの道、「大跳躍」はこのようにして実現されていた。それでは、もう一つの「頻繁な小跳躍」についてはどうであったのであろうか。次にその点について、具体的に見てみることとしよう。

第六章 出自の限界

Aクラス官僚の分析の際に述べたように、「頻繁な小跳躍」を実現するためには、有利な出自を有することが重要であった。表4は、通常は各々5～6年程度のインターバルが必

要な、B3（或いはランク外）→B2、B2→B1、B1→Aの「小跳躍」を3年以内に2回以上連続して行った者達のリストである。一見してわかるように、これら全20例のうち、7例までが驪興閔氏によるもので占められている³²⁾。当時のいわゆる「閔氏勢道政権」の一端をここでも垣間見ることができようが、注目すべきは、このような驪興閔氏の異例な昇進が、本稿で扱う時期の末期、即ち、高宗26年から29年までの時期に集中して行われていることであろう。正確に言うなら、驪興閔氏の7例の内、3例は高宗が大院君の影響力から脱して親政を開始してから甲申政変までの時期に、1例は甲申政変から大院君還国までの時期に、

32) 同じく大院君政権期の例も、5例を占めていることに注意されたい。

そして、残り3例は朝鮮王朝が中国からの影響力を脱して自立して行く時期に当たっている。第一の時期のそれについては、それまで台閣に余り代表されていなかった驪興閔氏の勢力が、他の氏族と同等の発言権を確保するためのもの、そして、第二の時期においては、引退或いは死亡した第一の時期の代表を補完するもの、と考えられるが、第三の時期のそれについては、逆に他氏族のそれが僅か1件しかないことから考えて、驪興閔氏の「勢道」としての勢力が、この時期、他氏族から突出したものとなりつつあったことを知ることができよう³³⁾。

にも関わらず、本稿が対象とする時期にお

33) この点については、第8章を参照のこと。

表4 3年以内で「跳躍」を繰り返した官僚

氏名	年	月	B	B2	年	月	B	B1	年	月	A
韓正教	3	1	3	23	3	5	20	20			
姜時永	3	1	1	21	3	6	21	21			
韓啓源	3	1	24	44	3	11	22	22	9	11	5
姜澐	7	4	33	55					9	11	4
朴齊寅	10	4	33	52	12	5	19	19			
閔奎鎬	12	1	35	54	12	5	20	20	15	10	6
金輔鉉	10	12	40	54	13	6	17	17			
閔謙鎬	14	7	39	53	15	3	19	19			
李載冕	15	2	33	49	17	1	21	21			
閔台鎬	16	12	7	58	17	11	24	24			
徐堂輔	10	5	33	52	16	2	22	25	19	1	5
鄭範朝	17	1	30	52	19	8	19	19	28	1	7
沈舜澤	10	12	20	34	19	2	18	18	21	9	6
金弘集	21	10	24	38					21	11	6
徐璫淳	23	6	11	24	24	3	11	11			
閔應植	22	8	26	37	24	9	10	10			
閔泳駿	26	12	35	45	27	12	13	13			
閔泳韶	26	6	30	40	28	8	16	16			
閔斗鎬	27	3	31	42	29	6	16	16			
朴定陽	28	9	36	51	29	6.5	16	16			

いて、閔氏出身の議政が、高宗親政初期の閔奎鎬を除いて現れていないことは、重要であろう。既に述べたように、「大跳躍」なくして、この官僚制の階段を議政の地位まで登り詰めるには、相当の時間が必要であり、彼らは結局は、この限られた時間内に、官僚制の階段を登り詰めることができなかつた。高宗29年末、驪興閔氏勢道全盛の時期において、「時原任大臣」の地位を占めていたのは、宋近洙・申応朝・沈舜沢・金弘集・趙秉世・鄭範朝の6名であったが、その内、申応朝は甲午軍乱時の大院君派の任命³⁴⁾、金弘集は閔氏と対立を深めつつあった穩健開化派であり、閔氏から見て、決して好ましい者たちではなかつた。

一言で言うなら、朝鮮王朝の官僚制度においては、閔氏勢道と雖も、議政の地位を自在に左右し、そこから王朝を牛耳ることは、制度上、極めて困難であった。そこでは、いかなる経緯からの任命であろうと、いったん与えられた官僚の地位は、基本的には変わることがないとする原則が存在し、それ故、相当後になっても、旧政権・旧勢力の代表者が、政権内の枢要部に残されることとなつた。このような朝鮮王朝の性格は、必然的に、官僚制内部における旧勢力の巻き返しを容易化させ³⁵⁾、そのことは結果として、この時期の朝鮮王朝を不安定化させる一要因となることと

なる。驪興閔氏は、後述するように、このような官僚制においても主導権を握るべく、自らの代表を次から次へと、異例の速度で送り込んだ³⁶⁾が、それでも彼らが官僚制度の頂点を占めるには十分ではなく、結局、彼らは、そのまま甲午改革を経て、勢道終焉を告げる、閔妃暗殺を迎えることとなる。結局、彼らは時代に追いつけなかつた、とでも言えようか。

それではこのような朝鮮王朝官僚制の特色は、この時代の様々な政治的事件にどのような影響を与えていたのであろうか、次に点について、具体的に見てみることとしよう。

第七章 クーデターの背景

まず、高宗19年（1882年）の壬午軍乱について見てみることにしよう。周知のように壬午軍乱とは、まず以て、十分な放料を受けられなかつた軍卒が、自らの待遇改善を求めて起した反乱であり、次いで、その混乱状況を利用した大院君及びその側近勢力による失敗したクーデターの試みであつた。当然のことながら、その背景に存在したのは、大院君政権期に行われた様々な軍備拡張策への反感であり、また、それに乘じて台閣に大量進出した、武臣勢力へに対する、文臣勢力への反発であつた³⁷⁾。

このような当時の状況は、本稿が主たる分析の手がかりとしている、「座目」からも伺い知ることができる。グラフ2は、当時の主

34) 國史編纂委員會編『高宗實錄』上、探求堂【韓國】、1971年、高宗19年6月10日条。

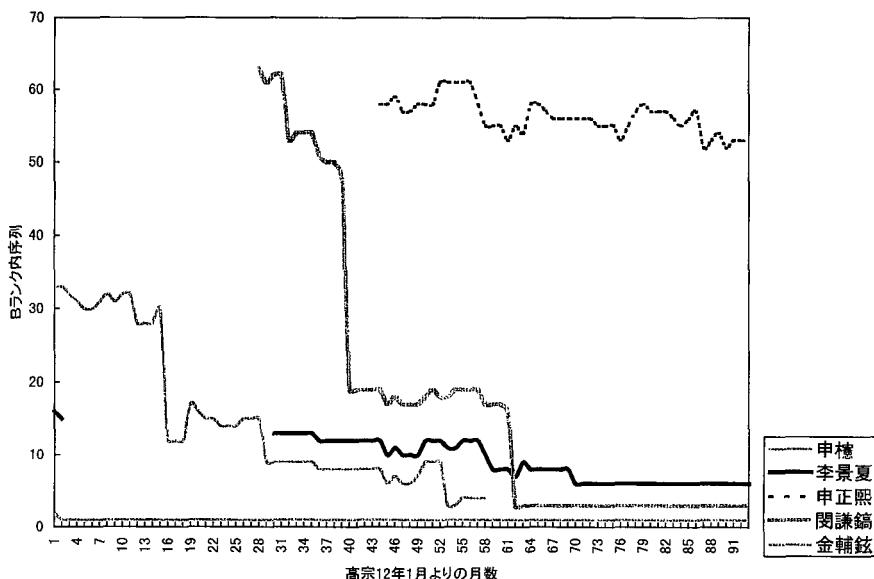
35) 金弘集は甲午改革時の領議政を勤め、露館播遷後、親日派として殺害される。

36) 第8章及び、グラフ4参照のこと。

37) 『朝鮮史』第6編第4卷529頁。

グラフ2

申櫨・李景夏・申正熙・閔謙鎬・金輔鉉



な武臣³⁸⁾である、申櫨・李景夏・申正熙と、逆に反乱兵卒に殺害された、閔謙鎬・金輔鉉³⁹⁾の高宗12年1月から高宗19年6月軍卒反乱時までの序列変化をまとめたものである。一見してわかるように、この時期、武臣故に議政になれずその序列上昇が頭打ちになっていた申櫨は勿論、李景夏・申正熙共、極めて緩慢な序列上昇しか見せていないのに対し、新たに閔妃のバックアップを獲得した閔奎鎬は勿論、金輔鉉でさえも、武臣達のそれに比

べれば、遙かに急速な序列上昇を見せている。大院君執政期のそれと比べてみた時、彼らの置かれていた地位の低下は明らかであろう。

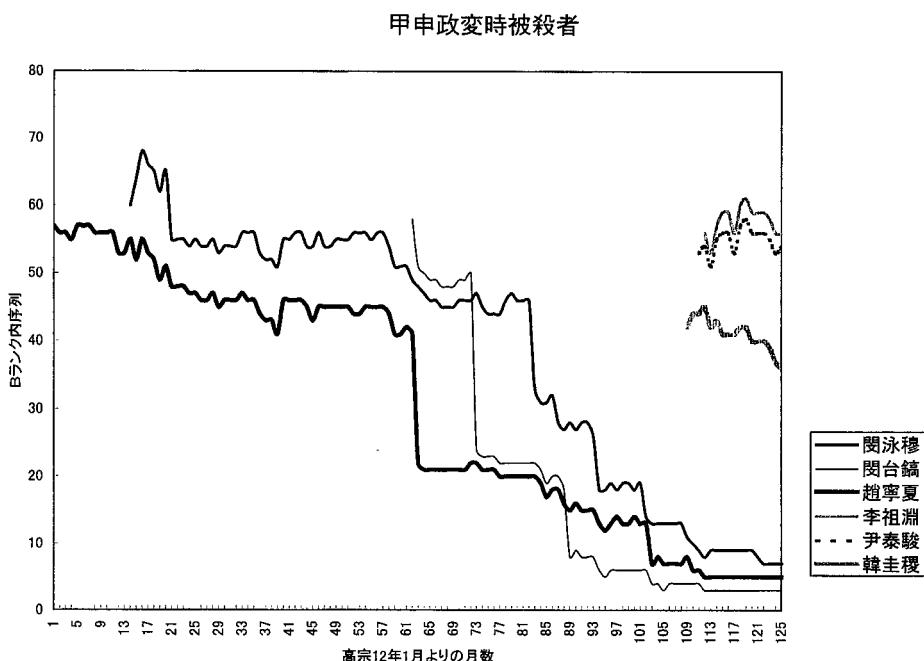
さて、それでは、甲申政変について「座目」からどのような点を垣間見ることができるであろうか。グラフ3は、甲申政変によって、開化派によって殺害された者達の、同じく高宗12年1月から甲申政変勃発時までの序列を整理したものである。このグラフについて言えることは、まず第一にこの時殺害された「戚臣⁴⁰⁾」が、共通して、高宗16年から高宗18年までの間、壬午軍乱で殺害された閔謙鎬を含めるなら高宗15年から高宗18年までの

38) 彼等、特に申櫨について、拙稿「儒教的レッセフェルと朝貢体制」、『法学論叢』131巻6号、133巻4号をも参照のこと。尚、申櫨は旧名を申觀浩と言い、高宗5年に申櫨と改名しているが、混乱を避けるため、本稿では一貫して、申櫨と表記することとする。

39) 他に李景夏が殺害されている。

40) 『朝鮮史』第6編第4巻、732頁。

グラフ 3



比較的短い時期に急速にその序列を上昇させた者たちである、ということであろう。ここで問題となるのは、彼らのこのような急速な台頭をもたらしたのが何であったか、ということであろう。ここで再び「座目」に戻って容易に気づくことは、実は、この前後に、それまで大院君政権やその後の癸酉政権を支えた「時原任大臣」歴任者の「引退」や失脚が相次いでいることであろう。即ち、大院君政権を支えた韓啓源・姜澗は、まず、高宗15年に「声討」により一旦失脚⁴¹⁾、その後一度は台閣に返り咲いたものの、姜澗は高宗16年11

月⁴²⁾、韓啓源は高宗19年5月に台閣を退くに至る⁴³⁾。癸酉政権を支えた李裕元は高宗16年7月仁川開港を巡る議論の中で失脚⁴⁴⁾、高宗17年10月を最後にやはり台閣を退いている。他にも、金炳學が高宗16年8月に台閣を離れ⁴⁵⁾、更に後には、よく知られているように、壬午軍乱により李最応が高宗19年6月に殺害されている⁴⁶⁾。

重要なことは、このような相次ぐ相臣の引退・失脚は、それまで安定していた朝鮮王朝の官僚秩序に大きな空白部分を作り出し、国

43) 『高宗実録』上、高宗19年5月10日条。死亡による。

44) 『高宗実録』上、高宗16年7月18日条。

45) 『高宗実録』上、高宗16年8月17日条。死亡による。

46) 『高宗実録』上、高宗19年6月10日条。

41) 『高宗実録』上、高宗15年6月15日、17日条。

42) 『高宗実録』上、高宗16年11月21日条。

王・高宗や戚族が政治的権力を行使できる範囲を大きく拡大させた、ということであろう。言いかえるなら、癸酉政変は、確かに、大院君とその接近勢力を政権から排除し、国王親政を実現させはしたが、にも拘らず、それをもたらした「政変」そのものが、国王及びその側近勢力のみによってではなく、様々な反大院君勢力の連合により実現されたことにより、その後も、他の重臣たちの台閣における影響力を大きく残すこととなった。李裕元や李最応はその中心的な存在であったが、彼ら、そして、残存していた大院君系勢力を一掃することにより、この時期、ようやく眞の国王親政が実現されつつあった、と考えることができる。この時期国王側近としてこの頃権力を振るった趙寧夏⁴⁷⁾や、謙鎬・泳穆・台鎬といった、驪興閔氏勢力の台頭は、そのことを何よりも如実に示していよう。

同様のことを示しているのが、甲申政変により殺害されたもう一つのグループの官僚達である。彼らに共通するのは、彼らがいずれも武官であったということ、そして、登用された時期が、壬午軍乱から1年以上経った、高宗20年8月～9月の時期に集中している、ということであろう。高宗は、壬午軍乱によ

47) 趙寧夏は、大院君執政期には大院君の側近として活躍したが、癸酉政変直後に「中批」により高宗から直接、禁衛大将に抜擢され、更には左捕盜大將を経て、新設された武衛所の長（武衛都統使）に任命されるなど、高宗最側近の一人として重用されている。超大王大妃を抱える豊壤趙氏の代表者格として、大院君政権期から甲申政変までに、彼が果たした役割については、より注目されるべきであろう。『朝鮮史』第6編第4巻、320-337頁の各所。また、「興宣大院君略傳」、「會餘錄」一、亜細亞協會、1888年。

り、大院君系武臣が失脚⁴⁸⁾した後、軍制を清國に倣って改正し、その長に自らの側近の中から彼らを任命したのである。このことは、この時期、軍亂を契機に高宗が確実に軍事面でも自らの掌握度を高めつつあった⁴⁹⁾、ということを示している⁵⁰⁾。

このようにして考えた時、我々は、反乱を起した急進開化派が、何故に彼らを殺害したかを容易に知ることができよう。即ち、彼らは、新たに、そして急速に台頭しつつあった国王側近の「戚族」勢力を排除すると同時に、自らが軍権を掌握するために障害となる、新たに登場した「新武官」勢力を除こうとしたのである。一言で言うなら、彼らは、国王の手足となる側近を除き、「丸裸」にしようとしたと言うことができる。このように考えるなら、彼らが「戚族」を嫌惡する一方で、大院君等との提携を可としていたことも容易に理解することができよう。何故なら、既に高宗と深刻な対立関係にあり、旧大院君系議政経験者や武臣勢力が権力の場から去っていたこの時期の大院君は、「国王を丸裸にする」彼らの戦略の何ら障害となるものではなかつたからである。

48) 『高宗実録』上、高宗19年7月16日条。

49) 同様に注目されるべきことは、趙寧夏をはじめ、閔升鎬・閔奎鎬・閔台鎬がこの時期、順次兵曹判書や、各種軍官の長を歴任していることであろう。この時期の政権にとって、「軍」が極めて重要であったことをここから知ることができる。

50) 親軍左右両營の設置は高宗19年9月24日になされておりが、その長たる「監營」の任命は、この時期になっている。また、その任命は高宗からの直接のものであった。『高宗実録』上、高宗19年9月24日、高宗20年8月19日、9月18日条。

「座目」の観点から甲申政変についてもう一つ言えることがあるとするならば、甲申政変が正に、急進開花派が自らの代表を台閣に送り込めるようになった、その時期に起されている、ということであろう。即ち、彼ら急進開化派が台閣に席を得たのは、朴泳孝が高宗20年1月、洪英植に至っては、ようやく政変の同じ年、高宗21年1月であるに過ぎない。にも拘らず、彼らがこの時期台閣に席を得ていたことは、備辺司=議政府が、人事決定、就中、武官のそれに対して、国王に諮詢を行なう場であったことを考えるなら、クーデター後の人事措置の観点からも、その重要性を強調してし過ぎることはないであろう。

いずれにせよ、重要なことは、この二つのクーデター未遂事件は、結果として、クーデター主謀側であった、大院君派と急進開化派の台閣の中での地位を大きく縮小させたのみならず、物理的殺害の結果、高宗15年頃以降、着実に「座目」の序列を昇りつつあった「戚族」と、ようやく姿を表しつつあった新たな「国王側近勢力」を一時的にせよ、根絶やしにしてしまった、ということであろう。国王、そして、閔妃は、新たなる候補者を見つけ、彼らをして再び、長い序列上昇の階段を歩かせねばならなかつた。

それでは、彼らはその後、どのようにしてこの「階段」を昇っていったのであろうか。次にこの点について、見てみることとしよう。

第八章 高宗=閔氏政権の確立

甲申政変から甲午改革までの10年間は、先

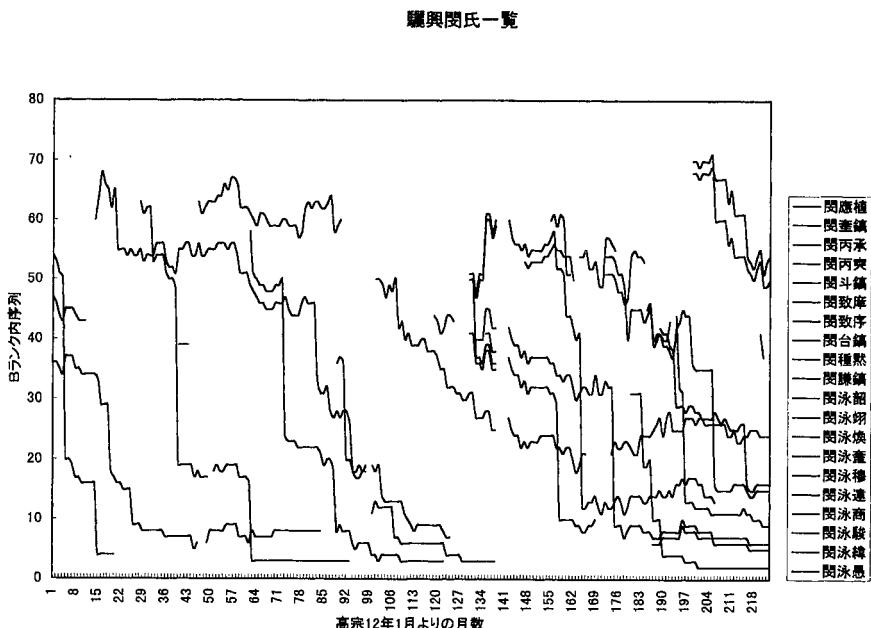
の癸酉政変から壬午軍乱までの時期と並ぶ、近代朝鮮の数少ない安定期の一つであった。そして、その「安定」は、官僚秩序の中にも様々な影響を与えていた。

まず、このような安定を如実に示すのが、この時期、即ち、高宗22年から高宗29年までの8年間の間に、僅か、3回しか新たな議政任命がないということであろう⁵¹⁾。その回数の少なさは、同じ議政の任命が、大院君政権期(哲宗14年~高宗10年)に6回、癸酉政権期(高宗11年~18年)に4回、壬午軍乱・甲申政変期(高宗19年~21年)に7回、であったことと比べるなら明確であろう。同時に、この時期「時原任大臣」の職から離れた者の数も僅か3名に過ぎず、この結果、実に、宋近洙・申応朝・沈舜沢・金弘集・金炳始の5名が、この時期を通じて「時原任大臣」の地位を維持し続けるに至る。

既に述べたように、このような安定期において、官僚がその序列を上昇させて行くために重要なのは、彼らが有利な出自を有していること、であった。甲申政変時に存在していた二つの戚族のうち、豊壤趙氏は、それを支えた趙大王大妃の死と、その代表格であった趙寧夏の甲申政変による被殺により、大きく後退し、ここに驪興閔氏の突出する状況が生まれることとなる。再び台閣に登場した彼らは、今度は、何者にも妨げられることなく、序列の階段を着実に上昇し、やがて、Bクラス上位の相当部分が彼らによって占められる

51) 表3参照のこと。

グラフ4



こととなる⁵²⁾。グラフ4はこのような驪興閔氏のBクラス内序列異動をまとめたものであるが、一見してわかるように、驪興閔氏の進出は、甲申政変以後、就中高宗25年以後に集中しており、この時期に「閔氏勢道」政権とでも言うべきものが存在していたことを確認することができる。

本稿において注目すべきは、このような「閔氏勢道政権」確立期が、そのまま、朝鮮王朝が清国から自立していった時期と一致している、ということであろう。高宗21年、再度の清国軍介入によりどうにか急進開化派に

よるクーデター鎮圧に成功した高宗と朝鮮王朝は、その後次第に強化される清国の干渉に抗する形で、ロシアとの提携を深め、やがてこの力をを利用して、清国からの相対的な自立を実現し、合わせて稳健開化派の金允植・魚允中等を追放する。即ち、ここにおいて、高宗及びその側近勢力は、大院君派・急進開化派からだけでなく、清国やそれと結んだ稳健開化派の勢力をも追放し、ほぼ完全な人事面でのフリーハンドを獲得したと言えよう。これを境にした、驪興閔氏勢力の官界への大量進出と同時に、韓圭禹・朴定陽・李允用といった甲午改革以後の朝鮮王朝を支えた「高宗側近派」の官僚達⁵³⁾がこの時期に登用され、急速に序列の階段を昇り始めていることは、そ

52) 高宗29年12月には、実にB1クラス16名の内、6名までが驪興閔氏で占められるに至っている。『備邊司謄錄』28、709-710頁。

れを何よりも象徴している。彼らは、やがて、閔妃被殺後、末期の朝鮮王朝を支える存在となるのである。

それでは、我々はこのような「座目」を通じての朝鮮官僚制分析から、どのような結論を引き出すことができるのであろうか。最後にその点について触れて、本稿を終えることとしよう。

むすびにかえて — 変革期の官僚制度

以上、ここまで述べて来たことを簡単にまとめてみよう。

第一に本稿において述べたのは、近代、より正確には大院君政権期から甲午改革直前までの朝鮮王朝台閣の序列秩序についてであった。そこで明らかにされたのは、まず、台閣における序列には、事務官としての「朗序」を除けば、「堂上」と「時原任大臣」の二つのクラス分けがあり、更にそのうちの前者は、「行護軍」「行大護軍」「行上護軍」の3つのサブクラスに分けることができる、ということであった。この「堂上」と「時原任大臣」の二つのクラスにおいては、「堂上」においては、官位をはじめとして、比較的従前の序列が尊重される傾向にあったが、「時原任大臣」クラス、即ち議政への任命は、これとは全く異なり、膨大な候補者群の中から、相当に政治的に行われていた。

第二に、我々は以上のようなこの時期の台

53) 韓圭高・朴定陽は後に參政（首相）、李允用も軍部大臣等を歴任する。また、韓圭高は甲申政変時に殺害された韓圭稷の兄、李允用は日韓併合時の首相・李完用の庶兄でもある。

閣の序列秩序のあり方から、進んで、各々の時期と政権のあり方について垣間見ることができた。それを時代別に整理してみると、以下のようになる。まず、大院君政権期は、台閣の序列秩序の観点から言えば、異例づくめの時期であった。この時期の議政は、ほぼ例外なく相対的に低序列の官僚から、しかも相當に政治的に選択・任命されており、ここに我々は大院君の極めてラディカルな政治的手法を見ることができよう。また、通常、閔氏政権期と看做される高宗11年以降の時期については、我々は、そこに大まかに、癸酉政権期、壬午軍乱・甲申政変期、閔氏勢道政権期、とでも言うことのできる、かなり特色を異にする三つの時期があることを知ることができた。即ち、高宗11年から高宗15年の間は、癸酉政変に貢献した重臣達による相対的な安定期であり、これに対して、高宗15年頃からはじまる従来の時原任大臣更迭と「戚族」「新武臣」の台頭は、やがて壬午軍乱と甲申政変という二つの政治的危機をもたらすこととなった。即ち、壬午軍乱や甲申政変は、不平軍人や急進開化派による孤立したクーデターの試みではなく、その背景にはより大きな政権構造の変化が存在するのである。そして、このような政治的危機を乗り切ることにより、高宗＝閔氏勢道政権は安定する。高宗25年頃を境とする驪興閔氏の顯著な台頭や、後の「高宗側近勢力」の進出は、そのような政治的安定の産物であり、我々はここに、この30年足らずの時期の間に、大院君から高宗＝驪興閔氏へと、権力行使者が移り変わって行く

過程を如実に見ることができよう。

最後に、分析の方法として、本稿はこの備辺司謄録により与えられた膨大なデータをくまなく分析したものでも、また、そこに現れた全ての官僚をその分析の対象としたものでもない。しかしながら、本稿で取り上げた手法は、これまでの朝鮮近代史研究にはなかつたものであり、その意味で、本稿で取り上げた資料、そして方法は、より大きな可能性を秘めるものである、と言うなら、それは些か言い過ぎであろうか。

付表

備辺司謄録「座目」(哲宗14年~高宗29年)全官僚基本データ

姓名	初見			最終			C最終 年月	B3初見 年月	B2初見 年月	B1初見 年月	A初見 年月
	年	月		年	月						
鄭元容	0	1	A	1			9	12	A	1	
李裕元	3	1	A	5			17	10	A	1	
洪淳穆	3	5	B	53	B2	33	21	10	A	1	
金炳國	0	1	B	3	B1	3	22	9	A	1	
宋近洙	0	1	B	38	B2	20	29	12	A	1	
金興根	0	1	A	2			0	12	A	2	
金左根	0	1	A	3			3	12	A	2	
金炳學	0	1	B	4	B1	4	16	8	A	2	
韓啓源	3	1	B	44	B2	24	19	5	A	2	
李最應	3	1	B	1	B1	1	19	6	A	2	
申應朝	3	11	B	70	B3	12	29	12	A	2	
趙斗淳	0	1	A	4			3	11	12	70	13
姜涍	7	5	B	55	B2	33	16	11	A	3	
徐堂輔	10	5	B	52	B2	33	20	6	A	3	
金炳德	0	1	B	31	B2	13	27	12	A	3	
沈舜澤	10	12	B	34	B2	20	29	12	A	3	
李景在	0	1	B	9	B1	9	3	12	A	4	
柳厚祚	3	2	A	6			9	2	A	4	
金弘集	18	5	B	63	B3	5	29	12	A	4	
朴珪壽	3	1	B	42	B2	22	13	12	A	5	
金炳始	10	8	B	65	B3	7	29	12	A	5	
閔奎鑑	12	1	B	54	B2	35	15	10	A	6	
趙秉世	21	12	B	48	B3	9	29	12	A	6	
金有淵	7	1	B	47	B2	26	24	4	5	A	7
鄭範朝	12	1	B	61	B3	6	29	12	A	7	
金汝根	0	1	B	1	B1	1	0	11	B	B1	1
金炳翼	0	1	B	2	B1	2	10	10	B	B1	1
李敦宇	12	1	B	1	B1	1	12	1	B	B1	1
申暉	3	1	B	18	B1	18	19	12	B	B1	1
朴泳孝	20	1	B	1	B1	1	20	9	B	B1	1
李載元	3	1	B	47	B2	27	28	2	B	B1	1
李載冕	7	1	B	64	B3	11	29	12	B	B1	1
李景宇	7	1	B	6	B1	6	19	12	B	B1	2
李景夏	3	1	B	57	B3	9	22	3	B	B1	2
尹滋惠	12	1	B	53	B2	34	27	10	B	B1	2
閔泳商	22	11	B	41	B2	31	29	12	B	B1	2
洪在皓	0	1	B	6	B1	6	7	12	B	B1	3
金學性	0	1	B	11	B1	11	12	7	B	B1	3
金大根	0	1	B	13	B1	13	16	11	B	B1	3
閔謙鑑	14	3	B	63	B3	11	19	6	B	B1	3
閔台鑑	7	5	C	1			21	10	B	B1	3
閔泳緯	10	5	B	51	B2	32	23	6	B	B1	3
金永壽	16	5	B	64	B3	8	29	12	B	B1	3
李圭徹	3	1	B	12	B1	12	9	4	B	B1	4
金輔鉉	0	1	B	48	B3	8	16	8	B	B1	4
金在顯	7	1	B	46	B2	25	19	12	B	B1	4
李源命	0	1	B	32	B2	14	23	6	B	B1	4
金箕錫	13	8	B	54	B3	2	27	1	B	B1	4
趙康夏	22	11	B	44	B2	34	28	7	B	B1	4
趙敬夏	15	9	B	62	B3	7	29	12	B	B1	4
金泳根	0	1	B	5	B1	5	0	4	B	B1	5
尹致秀	0	1	B	8	B1	8	0	12	B	B1	5
尹致義	3	1	B	5	B1	5	3	3	B	B1	5
李敦榮	0	5	B	7	B1	7	3	12	B	B1	5
金炳喬	0	1	B	16	B1	16	13	2	B	B1	5
崔遇亨	3	11	B	55	B2	33	15	7	B	B1	5
趙寧夏	7	1	B	63	B3	10	21	10	B	B1	5
尹滋承	13	2	B	51	B3	1	22	7	B	B1	5
李秉文	3	11	B	66	B3	8	25	9	B	B1	5
李鎮俊	12	1	B	51	B2	32	27	1	B	B1	5

李奎賢	10	8	C	10		12	1	C		12	12	1	12												
南命善	17	2	C	10		19	1	C		12	19	1	12												
李錫禹	20	11	C	15		20	12	C		12	20	12	12												
吳大泳	23	6	C	13		25	1	C		12	25	1	12												
李鳳珪	25	3	C	12		26	1	C		12	26	1	12												
李載憲	28	8	C	9		29	12	C		12	29	12	12												
李種懿	7	1	C	14		7	6	C		13	7	6	13												
李尚鉉	10	8	C	9		12	1	C		13	12	1	13												
許國	17	2	C	12		18	2	C		13	18	2	13												
趙義天	17	2	C	11		19	1	C		13	19	1	13												
邊徵圭	19	10	C	14		20	1	C		13	20	1	13												
具然哲	19	9	C	13		20	4	C		13	20	4	13												
李敳國	22	2	C	14		23	2	C		13	23	2	13												
鄭煥珪	24	7	C	12		24	12	C		13	24	12	13												
李奎韶	25	2	C	11		25	7	C		13	25	7	13												
尹龜泳	25	8	C	14		26	1	C		13	26	1	13												
權鍾浹	29	2	C	13		29	12	C		13	29	12	13												
李根應	9	8	C	11		12	1	C		14	12	1	14												
李圭當	12	9	C	14		13	1	C		14	13	1	14												
韓鍾履	18	1	C	14		18	11	C		14	18	11	14												
金演夏	20	1	C	14		20	1	C		14	20	1	14												
柳翼叟	22	4	C	16		23	2	C		14	23	2	14												
趙周顯	29	8	C	10		29	12	C		14	29	12	14												
李敳九	21	7	C	12		22	1	C		15	22	1	15												
梁道煥	24	12	C	15		24	12	C		15	24	12	15												
金祖熙	25	3	C	13		25	6	C		16	25	6	16												

註1・閏月は便宜的に「5」をつけて表示した。例えば、閏4月は、4.5月と表記している。

註2・「座目」における姓名等の誤記、及び、被記載者の改名等については、筆者の確認できたもののみについて、修正した。

註3・「A」、「B」、「C」等の分類については、本文を参照のこと。

The Bureaucracy and Bureaucrats in Modern Korea, 1863-1892

— Study on the Jwamogs of Bibyeonsa —

Kan KIMURA*

Abstract

This study is intended to examine the bureaucracy of the late Chosun Dynasty, from 1863 to 1892, based on the Jwa-mogs, or the seating orders, of Bibyeonsa. The reasons to discuss the bureaucracy of this period using this data are as follow below.

As every scholar of this field would admit, the bureaucracy is one of the most important factors to understand Korean history. However, there are no many fruitful studies on the bureaucracy of the late Chosun Dynasty, as compared to those of periods before and after this period. So to understand Korean modern history, we need to study more about the bureaucracy.

The Jwamogs of Bibyeonsa give us very useful information about the bureaucracy. They are the monthly seating orders of Bibyeonsa, one of the most important "Cabinets" of the Chosun Dynasty, where almost all major bureaucrats of the period received their seats and discussed their state affairs. As every seating order of East Asian societies, the Jwa-mogs also reflect their official monthly ranking as bureaucrat, so they can give us fruitful information not only about monthly changing of each bureaucrat's status. It also tells what decided the bureaucratic order at the Chosun Dynasty, and each regime of the period. Also the changings of power balance of each group and each regime itself are described.

This study shows us following points. First, on their bureaucratic orders at Bibyonsa, they had three major official ranks of "ministers", "notables", and "clerks". "Clerks" just received their seats, but they had no right to join cabinet meetings. Looking at the bureaucrat's appointments, "ministers" were much more politically appointed than "nota-

*Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

bles". The latter also could be divided into three minor classes where their previous careers were important.

Secondly this study shows us that this period, 1863-1892, could be divided into four shorter periods from their characteristics of appointments of bureaucrats. The first period is the famous Taewongun period, 1863-1873, when "ministers" and "notables" were appointed the most politically, ignored previous orders of cabinets. The second period, 1874-1879, is what we can call "the Post Taewongun period", when senior anti-Taewongun ministers stably occupied their seats as ministers. The third period is "the period of coup d'etats", this was when new ministers and notables were appointed by King Kojong and his close associates, after forced and unforced retirements of senior ministers. However, in this period, two successive but failed coup d'etats and their aftereffects prevented newly appointed ministers and notables from exercising their power. The last period, 1887-1892, is the period, where Kojong and his close associates established their power against other groups and China. The Min-clan finally succeeded to occupy higher seats as notables, but not as ministers, in this period. We, then, may call it "the period of Kojong=Min-clan regime".